

財団法人秋田県消防協会弔慰見舞金贈与規程

第1条 財団法人秋田県消防協会寄附行為（以下「寄附行為」という。）第4条第7号の規定に基づく弔慰見舞金は、次の区分により会長がこれを裁定する。

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| (1) 職務のため死亡したもの | 10,000円以上20,000円以内 |
| (2) 職務のため傷痕を受け不具廃疾となったもの | 10,000円以上20,000円以内 |
| (3) 職務のため傷痕を受け1ヵ月以上休養したもの | 2,000円以上10,000円以内 |
| (4) 在職中死亡したもの | |
| イ 在職5年未満のもの | 5,000円以内 |
| ロ 在職10年未満のもの | 7,000円以内 |
| ハ 在職20年未満のもの | 8,000円以内 |
| ニ 在職20年以上のもの | 10,000円以内 |

第2条 寄附行為第4条第8号の規程に基づく弔慰見舞金は、次の区分により会長がこれを裁定する。
（会員以外のもの）

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| (1) 水火災その他災害防止のため死亡したもの | 10,000円以上30,000円以内 |
| (2) 水火災その他災害防止のため傷痕を受け不具廃疾となったもの | 5,000円以上20,000円以内 |
| (3) 水火災その他災害防止のため傷痕を受け医療長期に亘ったもの | 3,000円以上 5,000円以内 |

第3条 本規程による弔慰見舞金を受けようとするときは、事故報告書に必要事項を記入し、会長に提出するものとする。

第4条 本規程による弔慰見舞金は特別の事情がない限り事故発生してから1年間申告のないものはその効力を喪失するものとする。

附 則

- 1 この規定は、昭和25年4月1日より施行する。
- 2 この規定は、昭和58年5月2日より施行する。
- 3 現行の秋田県消防協会弔慰救済金贈与規定（昭和58年5月22日最終改正）は廃止する。
- 4 この規程は、平成20年4月1日より施行する。

平成 年 月 日

財団法人秋田県消防協会長 殿

所属長

印

事 故 報 告 書

所 属	
住 所 階 級 氏 名 年 齡	
事 故 の 発 生 日 時	平成 年 月 日 時頃
事 故 の 発 生 場 所	
事 故 の 概 要	
採 用 年 月 日 勤 続 年 数 (会員の場合だけ)	昭和・平成 年 月 日 採用 勤 続 年 月
該 当 条 項	
参 考 事 項	